

○島根県警察の損害賠償事務の取扱いに関する訓令

(平成27年島根県警察訓令第12号)

島根県警察の損害賠償事務の取扱いに関する訓令(昭和43年島根県警察訓令第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 損害賠償審査委員会(第4条―第7条)

第3章 損害賠償責任事故の処理(第8条―第20条)

第4章 物品等亡失・損傷事故の処理(第21条―第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察職員(以下「職員」という。)に係る損害賠償責任事故及び物品等亡失・損傷事故の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務主管課)

第2条 この訓令に規定する事務は、特に定めるものを除き、警務部監察課において所掌するものとする。

(用語の意義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 損害賠償責任事故 職員がその職務を行うに当たり、故意又は過失により他人に損害を与えた場合又は島根県警察が管理する営造物の設置及び管理上の瑕疵に基づき他人に損害を与えた場合において、国家賠償法(昭和22年法律第125号)、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法令により、島根県(以下「県」という。)が被害者に対して損害賠償の責任を有する事故をいう。

(2) 物品等亡失・損傷事故 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の8第1項の規定に基づき、職員が故意又は重大な過失(現金については故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産若しくはその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した事故(前号に掲げる事故を除く。)で、その損害について、当該職員が県に対して責任を有する事故をいう。

第2章 損害賠償審査委員会

(委員会)

第4条 損害賠償責任事故及び物品等亡失・損傷事故について必要な事項を審査するため、警察本部に損害賠償審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は警察本部長（以下「本部長」という。）とし、委員は警察本部の部長、首席監察官、島根県警察学校長その他委員長が指定する者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、警務部長たる委員がこれを代理する。

（定数及び議決）

第6条 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の審査は、委員長及び出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の書記）

第7条 委員会に書記を置く。

2 書記は、警務部監察課次長をもって充てる。

### 第3章 損害賠償責任事故の処理

（事故の報告等）

第8条 所属長は、所属職員に係る損害賠償責任事故が発生したときは、損害賠償責任事故発生報告書（様式第1号）に次に掲げる資料を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

(1) 現場図面等

(2) 治療費、修繕費その他支出を要する費用の疎明資料

(3) その他必要と認める資料

（損害賠償責任等の決定、委員会付議）

第9条 本部長は、前条の規定による報告を受け、次に掲げる事項（以下「損害賠償責任等」という。）を決定する。

(1) 県の損害賠償責任の有無

(2) 事故責任者（事故の直接の当事者となった職員をいう。以下同じ。）の故意又は過失の程度

(3) 損害賠償予定額

(4) 事故責任者に対する求償の要否

(5) 求償の額

(6) その他必要と認める事項

2 本部長は、前項の規定による決定に際し必要があると認めるときは、委員会に付議し、損害賠償責任等について審査させるものとする。

（損害賠償額の算定基準）

第10条 本部長（前条第2項の規定により本部長が委員会に付議したものは委員会）は、次に掲げるところにより損害賠償の額を算定するものとする。

(1) 生命、身体等の損害については、自動車損害賠償保障法に基づき定められた自動車損害賠償保障事業の損害査定基準を参考として、妥当と認められる損害額とする。

- (2) 滅失した物件については、当該物件の滅失前における交換価格とする。
- (3) 毀損した物件については、当該物件の原状回復に要する費用の実費とする。ただし、原状回復が困難な場合又は原状回復に要する費用が当該物件の毀損前における交換価格を超える場合は、毀損前における交換価格と同額とする。
- (4) 原状回復までの間、目的物を利用し得ない場合において実損害があるときは、その損失の実費とする。

(委員会の審査)

第11条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、必要があると認めるときは、事故責任者、関係者、学識経験者等の出席を求め、その陳述又は意見を聞くことができる。

(求償の基準)

第12条 委員会は、事故責任者への求償について審査するに当たっては、次に掲げる事項を十分検討するものとする。

- (1) 事故責任者の故意又は過失の程度
- (2) 県に与えた損害の程度
- (3) 事故責任者の負担能力
- (4) 事故責任者の平素の勤務態度その他情状に関する事項

(審査結果の報告)

第13条 委員会は、審査を終えたときは、審査結果報告書（様式第2号）により、本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の審査結果の報告を踏まえて、損害賠償責任等を決定する。

(損害賠償責任等の通知)

第14条 本部長は、損害賠償責任等を決定したときは、これを当該事故の事故責任者の所属長（以下「当該所属長」という。）に通知し、損害賠償の相手方と損害賠償について協議させるものとする。

(協議結果の報告)

第15条 当該所属長は、前条の規定による協議を行い、その結果を速やかに本部長に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、協議の経過を適宜本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(賠償額の決定等)

第16条 本部長は、前条の協議により、損害賠償の相手方の合意が得られたときは、法第96条第1項第12号若しくは第13号の規定に基づく県議会の議決を求めること又は法第179条又は第180条の規定による専決処分を行うこと及び賠償金に係る予算措置をすることについて、所定の手続を行うものとする。

2 本部長は、前項の手続が終了したときは、当該所属長に対し損害賠償の額その他必要な事項を通知するものとする。

(示談の締結)

第17条 当該所属長は、前条の規定により通知を受けた損害賠償の額をもって相手方

と示談を締結するものとする。

(賠償金の支払)

第18条 本部長は、損害賠償について県議会の議決又は法第179条若しくは第180条の規定による専決処分があったときは、速やかに賠償金の支払いができるよう所定の手続を行うものとする。

(交通事故の損害賠償の請求)

第19条 交通事故に関し、県が民法等の規定により、加害者等賠償責任を有する者に対し、損害賠償の請求をする場合において必要があるときは、本章の規定を準用して処理するものとする。

(求償)

第20条 本部長は、第9条の規定により事故責任者に対し求償することを決定したときは、次章の規定を準用して処理するものとする。

#### 第4章 物品等亡失・損傷事故の処理

(事故の報告)

第21条 所属長は、所属職員に係る物品等亡失・損傷事故について、必要と認める資料を添え、速やかに本部長に報告するものとする。

(県審査会の付議)

第22条 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを委員会に付議し、監査委員に監査の請求を行うかどうかについて審査させた上、事故報告書を県総務部長に送付し、県の損害賠償審査会（以下「県審査会」という。）に付議することを求めるものとする。

(監査の請求)

第23条 本部長は、県審査会が監査委員に監査の請求を行う旨の決定をしたときは、知事の決裁を受けた上、監査委員に対してその事実の審査並びに賠償責任の有無及び損害賠償の額の決定を求めるものとする。

(監査結果に基づく処理)

第24条 本部長は、監査委員が職員に賠償責任があると認定し、損害賠償の額を決定したときは、その内容を県審査会に通知するとともに、知事の決裁を受けた上当該職員に損害賠償を命ずるものとする。

(免責の申立ての取扱い)

第25条 所属長は、前条の規定により損害賠償を命じられた職員から法第243条の2の8第8項の規定による免責の証明の申立てがあったときは、これに意見を付し、速やかに本部長に報告するものとする。

(県審査会への付議)

第26条 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを委員会に付議し、免責の証明を相当と認めるかどうか及び賠償責任を免除するかどうかについて審査させた上、意見を付して県総務部長に送付し、県審査会に付議することを求めるものとする。

(賠償責任の免除)

第27条 本部長は、県審査会が免責の証明を相当と認める旨の決定をしたときは、知事の決裁を受けて、賠償責任を免除することについて監査委員の意見を求めるとともに、県議会の同意を得るため所定の手続を行うものとする。

2 本部長は、県議会の同意があったときは、知事の決裁を受けて当該職員の賠償責任の全部又は一部を免除するものとする。

3 第24条の規定は、前項の規定により賠償責任の一部を免除する場合について準用する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則 (令和6年2月21日島根県警察訓令第5号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式 [略]